

令和元年度地域生活支援拠点事業所開設事業者募集に係る質問・回答

質問				回答
No.	区分	資料ページ数	内容	
1	整備関連	P1	短期入所(日中)と生活介護を行っているが、(その事業所は)拠点事業の対象になるか？	共同生活援助がない場合は拠点事業の対象とはなりません。
2	整備関連	P1	拠点事業所を開設するにあたり、定員の最低及び最大の基準はあるのか？	お助けショートステイとして1床、お試しグループホームとして1床確保しておく必要がある前提で法人として定員規模を決めてください。ただし、新築の場合は、短期入所を含めた最大定員が20名となります。
3	整備関連	P4～6	令和3年度整備として応募する場合も令和2年度整備と同等の申請書類を提出する必要があるのか？	令和3年度整備の場合も、8月末までに申請書類一式を提出していただく必要があります。提出後、拠点事業所の実施にあたり必要な軽微な図面修正等は可能です。
4	整備関連	P1,3	拠点事業所の要件の一つの障害福祉サービス事業所の運営年数の5年の根拠は？	拠点事業所の運営にあたり様々な障害やケースに対応するためには一定の経験が必要と考えているため、運営年数を5年としています。
5	お助けショートステイ	P1、23	お助けショートステイの利用について断ることの出来るケースはあるのか？	満床の場合を除いては基本的に受入れていただきたいが、拠点事業所ですべての方を受け入れるのは難しいと考えています。拠点事業所と障害者基幹相談支援センターを中心として、面的整備の中で適切な支援を考えてください。
6	お助けショートステイ	P23	「お助けショートステイと共同生活援助利用者の動線ができるだけかぶらないように」というのは、何か基準があるのか？	事業者指定上の基準を満たす以外に、明確な基準はありません。普段生活されている方への影響がなるべく少なくなるよう、また男性フロアで女性を受け入れる必要がある場合など、利用者への配慮をしてください。
7	お助けショートステイ	—	身体障害者の受入は介護も必要な場合はあるのか？ また、短期入所利用中にヘルパーなど他のサービスを利用することは可能か？	身体障害の程度によっては介護が必要な場合もあります。 短期入所サービス利用中はヘルパーの利用はできません。日中活動系サービスの事業所へ通うための外出サービスであれば利用は可能となります。
8	お助けショートステイ	—	平成30年度のお助けショートステイの稼働率は把握しているか？	30年度は事業を開始したばかりであり、本格的な運用に至っておらず、実績が少ないのが現状です。 参考として、障害児(者)緊急短期入所空床確保事業の30年度の稼働率は26.3%となっています。
9	その他	—	平成30年度の緊急短期入所空床確保事業の実績における障害別内訳や重症度は？	昨年度の緊急短期入所空床確保事業の利用者数は延べ30名で、そのうち身体障害者が4名、知的障害者が26名となっています。 障害支援区分別では区分3が3名、区分4が6名、区分5が1名、区分6が20名となっています。

質問				回答
No.	区分	資料ページ数	内容	
10	その他	—	拠点事業所開設協議を行う場合、理事会の意思決定はどの時点で必要か？	原則として、開設協議申込(7月17日)の時点で法人としての意思決定をしておく必要があります。ただし、やむを得ない場合は、開設協議書類の最終提出期限(8月30日)までに意思決定をしてください。なお、この場合はその旨を開設協議申込の時点で報告してください。
11	その他	P6など	三障害に対応可能な人員配置は可能と考えているか？	障害特性の理解を深めるための研修等を実施することにより、支援に関するノウハウを身につけ、地域生活拠点事業につとめてください。
12	その他	—	モデル事業を行った事業所のスタッフの職種は？ また、医療系の資格のあるスタッフは配置しているのか？	昨年度地域生活支援拠点事業を行った事業所の職員の職種は、管理者、サビ管、世話人、生活支援員となっています。 医療系の資格のある職員は配置されていません。
13	その他	P37	医療的なケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能とはどの程度の内容か？	名古屋市においては、厚生労働省によって示されている拠点事業所の5つの機能のうち「専門的人材の確保・養成」については、障害者基幹相談支援センターがその役割を担い、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場の提供」については、拠点事業所がその役割を担うものとして整理しています。